

第12次新潟県交通安全計画(中間案)について

※赤字は第11次計画から追加又は変更等をしている事項です。

【 計画の概要 】

- 第12次新潟県交通安全計画とは
 - 第12次新潟県交通安全計画は、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第25条に基づき、本県の交通事故形態や気象条件等を踏まえて、陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策等の大綱となる法定計画です。
 - 県、国、市町村及び交通安全関係機関・団体等から構成される「新潟県交通安全対策会議」において決定されます。
- 基本理念
人命尊重の理念に立ち、人優先の交通安全思想を基本として、あらゆる施策を推進し、**こどもから高齢者に至るまで安全に移動することができ、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる共生社会を構築することを目指します。**
- 計画期間：令和8年度～令和12年度(5か年)

I 道路交通の安全

＜ 目標 ＞

- 令和12年までに年間の交通事故死者数48人以下にする
- 令和12年までに年間の重傷者数を444人以下にする

◆11次計画の目標

- ・令和7年までに年間の交通事故死者数54人以下にする
- ・令和7年までに年間の重傷者数を499人以下にする

＜ 重点施策 ＞

①高齢者の交通事故防止

目標：令和12年までの各年、前年より死者数を減少させることを目指す

ア 道路・交通安全施設等の整備

歩行空間のバリアフリー化の推進、自動車・自転車・歩行者等の分離の推進 等

イ 交通事故防止対策の推進

ウ 教育・啓発の推進

参加・体験・実践型交通安全教育の推進、補償運転の普及啓発 等

追加：安全運転サポート車限定免許の周知

②歩行者の安全確保

ア 歩行者の安全で快適な通行のための環境の整備・改良

通学路等の歩行空間の整備、歩道空間を確保するための駐輪場の

整備 等

イ 交通事故防止対策の推進

通学路等の安全確保

ウ 教育・啓発の推進

各年齢層における交通安全教育、交通安全運動等を通じた意識啓発、広報媒体を活用した広報・普及活動 等

エ 歩行者に対する保護の推進

横断歩行者の保護、歩行者に対する教育 等

③自転車の安全対策の推進

ア 自転車の安全で快適な通行のための環境の整備・改良

イ 交通事故防止対策の推進

ウ 教育・啓発の推進

自転車の安全利用推進のため効果的な交通安全教育、交通安全運

動等を通じた意識啓発、広報媒体を活用した広報・普及活動 等

エ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

良好な自転車交通秩序の実現のための悪質・危険な交通違反

取締りの推進

④シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

全ての座席における着用意識の普及啓発、交通指導取締りの推進 等

⑤飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進、交通指導取締りの強化 等

＜ 分野別施策 ＞

①道路交通環境の整備

道路等の整備、交通安全施設等の整備、高齢者等の移動手段の確保・充実、道路使用・占用の適正化、駐車対策、公共交通の利用促進 等

追加：生活道路における法定30キロメートル毎時への引下げ、

カーシェアリング等の普及促進

②交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

普及啓発活動の推進、各年齢層等における交通安全教育、地域が一体となった交通安全運動の推進

追加：新潟県交通死亡事故多発警報

③安全運転の確保

運転者教育等の充実、事業者に対する安全運転の指導、交通労働災害の防止 等

追加：外国運転者対策の強化、特定小型原動機付自転車を始めとする

小型モビリティの安全対策の推進

④車両の安全性の確保

自動車アセスメント情報の提供、検査・点検整備の充実、リコール制度の充実・強化、自転車の安全性の確保

⑤道路交通秩序の維持

追加：特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの強化等

⑥救助・救急活動の充実

⑦被害者支援の充実と推進

II 鉄道交通の安全

＜ 目標 ＞

- 列車の運転による乗客の死者数ゼロを目指す
- 運転事故全体の死者数減少を目指す

＜ 施策 ＞

①鉄道交通環境の整備

鉄道施設等の安全性の向上、運転保安設備等の整備

②鉄道交通の安全に関する知識の普及

③鉄道の安全な運行の確保

保安監査の実施、運転士の資質の保持、大規模な事故等が発生した場合の適切な対応、計画運休への取組 等

④鉄道車両の安全性の確保

⑤救助・救急活動の充実

⑥被害者等支援の推進

III 踏切道の安全

＜ 目標 ＞

- 令和8年度から12年度における平均踏切事故件数を令和3年度から7年度における平均踏切事故件数と比較し、約1割削減することを目指す

＜ 施策 ＞

①踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進

②踏切道の統廃合の促進

③踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切保安設備の整備、踏切道の実態に即した通行禁止等の交通規制の整備

④その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置